

令和2年第4回教育委員会会議録

日 時 令和2年3月23日（月）午後2時30分 開議
場 所 尾道市教育会館2階 会議室
署名委員 木曾委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、木曾委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

○齋藤庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課にかかわります業務報告及び行事予定について御説明させていただきます。議案集の1ページをごらんください。

まず、業務報告でございます。3月10日、教育委員会の臨時会を開催しております。3月11日、市議会の本会議が無事閉会しております。3月18日、栗原幼稚園と栗原北幼稚園の閉園式を行いました。本日、教育委員会定例会でございます。

次に、行事予定でございます。3月31日に退職者辞令交付式、4月1日に人事異動辞令交付式がございます。次回の教育委員会定例会は4月30日を予定しております。業務報告及び行事予定につきましては以上でございます。

○末國主幹（学校施設整備担当） 教育長、学校施設整備担当主幹。学校施設整備に関する業務報告及び行事予定について御説明をさせていただきます。2ページをごらんください。

既存の継続事業がほとんどとなっておりますが、このうち上から6行目の災害復旧事業について、早急に工事を進める必要があるものでございますが、市内の土木業者に業務が集中しておりまして、下請等の手配がままならないことから、次年度へ繰り越しを行わざるを得ない状況に至っております。できるだけ雨の多い時期までに完了できるように調整を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、市内3小学校の耐震化の問題についてでございますが、引き続き通学手段に関する検討や整備、仮設校舎の具体的な検討を進めております。コロナウイルスにより、説明会等を実施しにくい状況がもうしばらく続くことが予想されますが、引き続き整理を進めて、可能な限り早期に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定について御報告をいたします。3ページをごらんください。

軒並み中止となっておりますが、残念ながら3月17日、一番下段でございます青少年育成尾道市民会議の理事会についても、書面会議とすることといたしました。新型コロナウイルスの関係でございます。

行事予定ですが、3月29日にウエスタン・リーグのカープ対阪神戦を予定しておりましたが、こちら3月10日にカープ球団から中止の連絡がございましたので、やむなく中止としております。以上でございます。

続きまして、図書館について指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。まず、市内の図書館についての新型コロナウイルス対策についてお伝えをしておきます。3月3日から市内の図書館5館とも、通常の貸し出しと返却のみとして、会議室等の利用や長時間の閲覧を中止しており、自主事業についても中止、もしくは延期の措置をとっております。市内での発生も受けまして、現時点では4月3日までそういった対応をとっていく予定としております。

中央図書館の業務報告につきましては、4ページに記載のとおりでございます。2月23日から3月1日までを特別整理期間のため休館としております。また、行事の予定でございますが、4月25日に予定しておりましたまちかど紙芝居については既に中止としております。こちらは尾道みなと祭の協賛イベントでございました。尾道みなと祭中止の決定を受けて、こちらのほうも中止としております。

次に、5ページをお願いいたします。みつぎ子ども図書館の業務報告につきましては、記載のとおりでございます。行事予定につきましては、4月の展示として、「ふるさとフォトコンテスト作品展 貼り絵de紙芝居作品展」を実施いたします。御調にある福祉施設の利用者がつくられた作品の展示をいたします。記載をしております定例のおはなし会などの自主事業は先ほども申しましたように4月3日までは自主事業中止の予定でございます。

次に、6ページをお開きください。因島図書館の業務報告につきましては記載のとおりでございます。行事予定につきましては4月19日に子ども読書の日

記念行事「おおかみペコペコ いっしょにたのしもう」を実施いたします。こちらはボランティアサークルさんによる絵本をもとにした劇と手づくりの楽器で演奏を行う行事でございます。

次に、7ページをお開きください。瀬戸田図書館の業務報告につきましては記載のとおりです。行事予定につきましては、4月1日から5月31日、こちらのブックツリーと書いておまして、「タイトル未定」となっておりますが、タイトルは決まりました。「みんなでつくろうレモンの木」というタイトルでブックツリーを展示いたします。

次に、8ページをお願いいたします。向島子ども図書館の業務報告につきましては、3月の館内壁面展示「紹介します！おはなしボランティア」を実施中でございます。こちらはおはなしボランティアの募集と現在活動されている各団体の代表者が活動内容等を紹介する内容となっております。行事予定につきましては、4月25日から30日に「本のリサイクル市～春の文庫本フェア～」を実施する予定としております。以上で図書館の業務報告を終わります。

○**新宅因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。9ページをごらんください。

以前から実施しております特殊建築物定期調査業務や各施設の修繕業務など、今年度分につきましては今月末に完了予定でございます。行事予定の一番下の行の旧三庄小学校敷地の調査測量登記業務につきましては、来年度に繰り越しを行っておりますので、4月以降も引き続きの業務になります。この業務は旧三庄小学校跡地の一部が5月から市民農園となりますことや、それ以外の土地を認定こども園が既に使用している状況があり、さらに未活用の土地もあることから、このたび整理を行うものでございます。そのほかについては記載のとおりです。以上でございます。

○**島谷美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を御説明いたします。10ページをごらんください。

業務報告ですが、2月22日から3月8日まで、第9回写真のまち尾道四季展を開催しまして、15日間で3,633人の鑑賞者がありました。

3月14日から特別展「花のお江戸ライフー浮世絵にみる江戸っ子スタイル」を開催しております。

行事予定でございますが、同じ展覧会を続けておりますが、この中でワークショップ、ギャラリートーク、特別記念茶会等につきましては先般、中止を決めました。「わいわい がやがや おしゃべり鑑賞会」につきましては、当日

子供たちがしゃべってもいいという企画ですが、今回はしゃべらないように鑑賞してくださいとお願いしております。

圓鏢勝三彫刻美術館並びに平山郁夫美術館については、記載のとおりです。以上です。

○**小柳学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。11ページをごらんください。

まず、業務報告についてですが、3月1日に尾道南高等学校、3月10日に中学校、本日23日に小学校におきまして卒業証書授与式を行いました。参加者や式次第の縮小等さまざまな制限の中で行われましたが、どの学校も厳粛な中にも感動のある卒業証書授与式であったと報告を受けております。

続いて、行事予定についてですが、3月30日、新任転入管理職等研修会は中止といたします。

3月31日、退職者、辞職者に対する辞令交付式を行います。今年度末で退職する職員は定年退職36名、辞職者22名となっております。

4月1日、管理職に対しての辞令交付式を行います。市民センターむかいしまで予定しておりました新規採用者の辞令交付等については中止とさせていただきます。なお、新規採用者への辞令交付は各学校において今年度は実施いたします。

4月6日始業式、4月7日の入学式、入学式については午前が小学校、午後が中学校、夕刻から尾道南高等学校が行う予定としておりますが、今後の国や県の方角性によって実施の可否や始業式等、学校が始められるかというの、それらを含めて判断してまいりたいと考えております。

4月8日、小中学校校長会議を行います。その他は記載のとおりでございます。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。12ページをごらんください。

初めに、業務報告です。2月25日、第11回教育相談連絡協議会を行いました。適応指導教室の相談員、スクールソーシャルワーカー、青少年センターの指導員が毎月集まり、不登校児童生徒への支援の相談活動等の充実を図るために情報交換をし、連携を図っております。

なお、3月5日の第3回尾道市いじめ防止対策委員会、3月16日の第3回尾道市いじめ問題対策連絡協議会、3月24日の第12回尾道市教育相談連絡協議会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止といたしました。

続いて、行事予定です。4月9日、尾道市学力定着実態調査を中学校1年生と2年生を対象に国語、数学の2教科で実施をする予定です。昨年度までは1年生のみの実施でしたが、継続して学力の定着状況を把握し、指導に生かすために今年度から2年生まで実施することとし、教科も2教科のみとしました。しかし、現在は学校が臨時休業中であり、4月以降の再開のめどが今のところ立っていないこと、また、再開をしたとしても来年度の年度初めは例年以上に授業時間が大切であることから、実施については時期も含めて現在、中学校の校長会と連携をしているところです。

4月16日に予定をしておりました全国学力・学習状況調査については、文科省から新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の影響を考慮し、同日の実施は取りやめることとしたとの通知があり、この日には調査を実施しないこととなりました。今後の取扱いについては令和2年度中に実施をするかどうかも含め、今後改めて検討し、通知をすることとなっておりますので、実施の有無や時期についてはこれから決定されることとなっております。以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

新型コロナウイルスの関係で、これまでの状況や今後の対応等について説明をしてもらえますか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それでは、今回の新型コロナウイルス感染症防止における対応等について御説明いたします。

まず、2月28日金曜日に、さまざま要請を受けて検討をして、3月2日から3月25日までの臨時休業という決定をいたしました。当初、かなりの混乱が見込まれていましたが、思ったよりは子供、教職員の混乱はなかったというのがあります。急に2月28日が最後の登校日になるということで、先生方と子供たちに戸惑いがあったのは否めないと思っております。

それから、3月2日以降については、教職員については臨時休業であるため通常勤務をしております。ただ、常勤でない非常勤の者について、県費職員は県教育委員会と、市費職員は職員課等とも連携をし、子供がいない、または授業がないという状況ではありますが、希望者には、就業補償という観点から何か学校の中で仕事を見つけていただいて、3月25日まで勤務をしていただいております。

それから、学校運営ですけれども、卒業証書授与式は先ほど申したとおりです。本来であれば小中学校は25日に修了式を行うところでもありますけれども、子供がいないため実施いたしませんし、教職員の離任式についても子供がい

ないため実施はいたしません。ただ、教職員の中で代わりとなる会を行うという事は聞いております。

それから、3月31日の辞退職者の辞令交付式については予定どおり実施したいと思っております。それから、4月1日の辞令交付式については先ほど申し上げたとおりです。

今後の一番の関心事は、本当に4月6日から学校を開くことができるだろうかというのが一番になってくるわけですけれども、今週中には国や県が方向性を出されると聞いておりますので、それに基づきながら本市としてどのような方向性で行くのか検討をしていきたいと思っております。また、方向性が決まりましたら報告もさせていただきたいと思っております。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。続きまして、子供たちに関係することで、教育指導課から御報告させていただきます。まず、授業や学習指導に関係することですが、2月末で臨時休業ということで、3月から授業が行われておりませんので、文部科学省が示しております標準授業時数を下回ってしまうという懸念がございましたが、これについては今回の臨時休業に伴った場合においては、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を下回った場合でも、学校教育法施行規則に反するものとはされませんということで文部科学省からも通知が出されておりますので、下回ったことについては、対応の心配はしておりません。

ただし、幾らか3月分の未履修の単元が残っておりますので、その未履修のことについて御報告させていただきます。まず、未履修の単元については、基本的には保護者にどこの単元が未履修ですというのをお示し、各学校で家庭学習として、その学習内容が履修できるようにプリントなどを準備して対応しております。また、家庭学習だけでは対応できないような内容について、例えば積み上げが必要な算数や理科などについては次年度にするように4月以降の週案やシラバスに記入をして、担任がかわっても確実に実施できるように準備をしております。

それから、卒業生についてですが、小学校6年生については、未履修の内容については進学先の中学校の教科担任としっかり連携をとって中学校で補充をしてもらうように連携をしております。また、中学校3年生については未履修の単元はほぼございませんので、進学等については問題ないという確認をしております。

それから、家庭学習については、先ほど申し上げましたように、まだ実習をしていないところの単元などについては、プリントなどを準備して保護者の方

が学校へ荷物をとりに来られるときなどにお渡しをして、学習内容が確保できるように努めております。それから、経済産業省や、それから文部科学省が示しておりますインターネットを使って学習をするというようなところも、例えば文部科学省では「子供の学び応援サイト」というのを開設しておりますので、そういったことも活用しながら自宅で学習できるように教育委員会のツイッターなどにも上げて周知をしております。

次に、成績等に関することですが、年度末でございますので、子供たちのあゆみ等を渡さないといけません、これについてはこれまで学習を積み上げてきたことを整理して、総合的に日々の授業を通して判断することで評価をしております。それから、通知表についても、市内の各小中学校において、年度内に渡せるように保護者が来られる日を決めて保護者に渡す準備をしております。

出席日数のカウントなどについても、3月は臨時休業ということになっておりますので、授業日には含まないということで整理をしております。

次に、子供たちの健康状況の把握でございますが、これは学校から御家庭へ定期的に連絡をしたり、あるいは保護者の人が学校へ来られることがございますので、そういったところで子供たちの状況を把握したり、学校からの一斉メールを出したりして状況等をお伝えしたり、気になることがあれば連絡をもらうように工夫をしております。

また、小学生は、放課後児童クラブとは別に学校で緊急の一時預かりを実施しております。小学校1年生から3年生、それから特別支援学級の子供たちを対象に、御家庭でどうしても子供たちを見ることができないという場合には、一旦学校で2時までお預かりして、子供たちの様子を見ているということで対応をしております。人数については、平均すると、放課後児童クラブ、それから緊急一時預かり等も合わせて大体500名を超え、無事に大きなけがもなく対応できていると聞いております。

また、学校の状況についても指導主事や私たちなどが学校訪問をしたり、状況等を電話で確認をしながら把握しております。現在のところ、大きな問題はないと把握をしております。以上です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

市内に2人感染者が発生したということで、教育委員会が所管をしている施設の取扱いについて、所管ごとに簡単に説明をしてくれますか。

○末國主幹（学校施設整備担当） 教育長、学校施設整備担当主幹。市内の小中学校の体育館、グラウンドの利用について、御説明させていただきます。これ

までは、体育館及びグラウンドの利用につきましては注意喚起を行いながら、できるだけ自粛はしていただきながらも利用していただけるような状況で運営してまいりましたけれども、このたびの市内での感染者の発生を受けまして、3月23日、本日から4月3日までの当分の間、利用については中止ということにさせていただくようにしております。

先ほど、体育館及びグラウンドと申し上げましたが、利用中止するのは、体育館のみでございます。グラウンドについては引き続き御利用はいただけるようにしてございまして、引き続き注意喚起をしながらグラウンドについては御利用いただくということでございます。

4月3日以降につきましては、現在のところ、今後の状況を見ながらまた判断させていただくということでございます。以上でございます。

○**内海生涯学習課長** 教育長、生涯学習課長。まず、社会体育施設、社会スポーツ施設を生涯学習課が所管しております、例えば長者原スポーツセンター、向島運動公園、因島運動公園などございますけど、これらにつきましては、屋内施設の利用を中止、屋内の利用を中止という形をとっております。ですので、御調体育センターのように、もう体育館しかないところはもう基本的には休館という扱いとしております。いずれも4月3日まででございます。

図書館については先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

他にも、公民館、勤労青少年ホーム、生涯学習センターなどもございますけれども、特に公民館につきましては、ちょっと大ホールや大きな会議室等がございますので、こういったところでのスポーツについては少しやはり制限をかけざるを得ないんですけれども、その他につきましては、基本的にはその人数の制限であるとか、密集しない等、あと換気等に気を遣っていただく等、気をつけていただいた上での利用を可とするようにしております。ここまでの対応が今のところでございます。以上でございます。

○**新宅因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課におきましても、先ほど説明がありました庶務課、生涯学習課と同じ対応となっております。地域教育課の所管の屋内施設、学校の体育館、スポーツ広場の体育館、そして因島体育センターの体育館については利用中止という取扱いになっております。それと、椋の里のゆうあいランドがございますが、交流館は閉館中でございますので、現在宿泊はできませんが、それ以外のまなびの館と歴史資料館につきましては、利用中止とはいたしません。利用について、利用者の方につきましては自粛の検討をしてくださいとお願いをしている状況でございます。

実際の利用につきましては、こういった、昨日から今日にかけて利用団体には連絡をさせていただいてますけれども、それ以前に自主的にキャンセルをしてる団体が多くございます。以上でございます。

○**島谷美術館長** 教育長、美術館長。美術館におきましては、受付、ショップ等で密集しないことをお願い、それから、せきエチケット、手洗いの励行、アルコール消毒を置きまして、アルコールの消毒をお願いしている張り紙を受付、ショップ等に張りまして、お客様をお願いしております。

それから、鑑賞につきましても、なるべく密集しないように警備員ないしは監視員をお願いをしておるところでございます。以上です。

○**佐藤教育長** ありがとうございます。

ただいまの行事報告、行事予定、それから新型コロナウイルスへの対応ということで説明をしてもらいましたけれども、御意見、御質問はございますでしょうか。

豊田委員さん。

○**豊田委員** 12ページのところで、教育指導課の業務報告がございましたが、軒並みにいじめ問題対策協議会とか委員会が中止となっておりますけれども、年度末ですので、本年度のアンケートもとられているかと思うんですが、市内のいじめの実態がわかれば、ざっとで結構ですから教えてください。それから、減少傾向にあるのかどうかということと、いじめの内容的に、質的に陰湿なものがあるのかどうかということも踏まえて、教えていただくといいと思うんですが、お願いいたします。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今、御心配いただきましたように、いじめに関する会が2つなくなりましたので、2月末段階で今年度整理したものがございますので、御報告をさせていただきたいと思っています。

まず、いじめですが、件数で申し上げますと、小学校は昨年度よりも3件減っておりますが、中学校のほうは昨年度と比べて18件増えております。

認知のきっかけでございますが、やはり小学校で最も多かったのは保護者からの訴えが小学校では一番多く、中学校の場合も本人からの訴えと本人の保護者からの訴え、この2つで大半を占めております。生起をした学校では、多くの場合、いじめが繰り返し起こっており、複数で1人をいじめの対象とするケースもあります。

それから、その内容ですが、これは冷やかしかからかい、悪口ですね、こういったものが多くて、当初は少しの言い合いがそのまま発展をしたということで、遊んでいるうちにという感じで発展し、それが暴力行為につながったり、

いじめにつながったりという整理をしております。

時期的に見ますと、10月に最も多く生起をしております。ちょうど学校がいろいろと忙しくなり、先生方も余裕がなくなったりしてきている時期で、10月がいじめ、それから暴力行為なども多く発生する時期となっております。

あとは、いじめへの対応につきましても、取り組んできた結果、成果もございまして、やはり事案発生後の第一報を教育委員会に早く報告するようになってきており、学校との連携は速やかにできつつあります。それから、事案が起こったときには丁寧に記録をとっている学校が増えており、そういった学校は保護者からいろいろと質問等があったにしても、しっかりと説明責任を果たしていて、一定の理解をいただくことができております。

それから、小さな事案でも積極的に家庭訪問に行くなどをして保護者との信頼を得ていて、未然防止とか大きなことにならないようなということで成果は出ているような状況でございます。以上です。

○**豊田委員** ありがとうございます。

1つだけ懸念するのは、今年度起きたそのいじめの問題が、もしくはいじめの課題が来年度へ持ち越すということがあったらいけないなと思うんですね。そこで、いろいろと手を打たれて、それから御指導もされたようなので、いい方向に向かっているようには伺ったんですけども、事例としていくらかそのまだ積み残したままという実態があるのかどうなのか、そこをもし分かれば教えてください。次学年へ行くとまたややこしくなりますし、大変なんですよ。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今、言われましたように、年度もかわると、担任もかわりますので、その辺のところについては先ほど少し説明させていただきましたが、記録などをもとに丁寧に連携をして、校内でもいじめ防止委員会を開くようになっておりますので、そこで情報共有をしていますが、やっぱり全てが解決をしているということではございませんので、残っているところについては、しっかりと年度初め、担任がかわっても記録をもとに引き継ぎをする、校内でも防止委員会で共有して、管理職ともども解決に向かって連携をしていくということで取り組むようにしております。

○**豊田委員** ありがとうございます。

○**村上委員** 先ほどの暴力、いじめに関してなんですけども、小学校は3件少なくなつて、中学校は18件増えたということだったんですけども、全体で何件くらいあるんでしょうか。

それと、その中での暴力事案は何件あるのかということと、教育委員会のほ

うには早く通知されてくるということですが、大体平均的にはその日なんでしょう、次の日なんでしょう、大体わかれば。わかるところで結構なので、よろしくお願いします。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。まず、いじめの全体ですが、2月末ということで申し上げますと、今年度は全体では96件で、昨年度が81件でございましたので、トータルで言いますと15件、今年度は増えております。ただ、この増えたことについては第一報が早くなったということと、学校としては積極的に認知をして、解決をしていくということで増えたと捉えております。

それから、暴力行為については、小中別で申し上げますと、2月末で言いますと、小学校は昨年度よりもマイナス1で37件、中学校は43件で、昨年度に比べるとプラス7件、トータルで言いますと、今年度は80件で昨年度よりもプラス6件となっております。この暴力行為も先ほど申し上げましたが、最初は遊んでるうちということだったんですが、ついつい言い合いに発展してしまったケースで回数がふえてるということと、同一の生徒が繰り返しているのが傾向としてあるように思っております。それから、学校からの報告ですが、これは基本的にはその日のうちか翌日ぐらいには報告をいただいているように把握をしております。以上です。

○**佐藤教育長** よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

○**村上委員** コロナに関してなんですけども、各学校は家庭学習ということで家庭にお願いしてるようなんですけども、保護者によっては、忙しい方とか家庭の教育力等がまちまちだと思うんです。それに対してどういう工夫をなさってるのかということをお聞きしたいんですが。よろしくお願いします。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今、言われましたように、家庭によって家庭学習をしっかり見ていただけるかどうか、家庭の状況によってもかなり違っているというのは承知をしております。ですが、そういった御家庭について、学校がしっかりと連携をして、個別に学校へ来て指導したり、もちろん保護者の了解を得ながら感染防止も十分配慮しながら学校へ来て個別に指導したりとか、担任がこまめに連絡をして進捗状況を確認したりするなどして、気になる児童生徒については個別に対応するようにしております。

○**村上委員** わかりました。

○**佐藤教育長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、前回の定例会において、山波小学校の図書館への小学校児童の見学について、質問がありました。

これについての回答をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。前回の定例会でお尋ねのあった図書館への小学校児童の見学について御報告をいたします。

まず、今年度の見学については2件ございまして、1月29日に山波小学校の児童2年生47人が中央図書館を見学しております。また、昨年11月12日に三幸小学校2年生14人が、向島子ども図書館を見学しています。いずれも生活科の授業として見学に訪れており、内容としましては図書館の施設見学と司書による説明を受け、質疑応答などの時間も設けたとのことでございます。

図書館の思いといたしましては、訪問いただいた際に個人の利用者カードがなくても好きな本を選んでもらい、団体貸し出しとしてお貸しすることもできますので、読書活動の推進の一環として、他の学校にも御利用いただきたいとのことでございます。公共施設の存在を知り、それをどんな人が支えているかを知ること、施設への愛着を持っていただけるものと思いますので、こうした取組が他の学校にも広がると良いと思います。今後はホームページ等でも伝えていけるよう取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○佐藤教育長 私が前回聞いた部分だけど、生活科の中の学習の一環として、その先生によって違いがあるのかもわかりませんが、この山波や三幸がして、ほかの学校がしないというのもよくわからないし、図書館の方のアプローチというよりは学校の方からの図書館へのアプローチがどうなのかという方が大事なので、これは今、生涯学習課長さんから図書館側の御説明をいただきましたが、むしろその生活科にかかわっての教育指導課のほうからの側面でというのは何か説明できるものがありますか。なければ、それは学校の判断いうのもあって、教育委員会から特にそれについて要望しているというようなことではないという理解でいいですか。

○豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。特に教育委員会から何か指示しているということはありませんが、学習の中で利用する、生活科などは特に見学に行ったりということもありますので、機会を使ってということはおしております。それから、あとは子供司書というのもやっておりますので、そういった講座を図書館で開設していただいて御協力いただいているところもありますので、利用する機会はできるだけ設けるようには学校と連携をしております。

す。

○佐藤教育長 学校の図書室と違って、この市立の図書館を活用するのは何かこうまた違うステージへ向けてのいうのがあるんだと思うので、ちょっとそのあたりはまた整理をしてもらって、皆さんにも報告してもらえればと思います。この本会議の場でなくて構わないので、またお願いをしたいと思います。

○豊田委員 いいですか。

○佐藤教育長 はい、どうぞ。

○豊田委員 つけ加えになるかと思うんですが、以前は3年生の社会科で図書館見学をしておりましたから、どの学校も市内の学校が大体3年生の担任を中心に見学をしていたような気がいたします。お話をしたいのは、やはり校外学習ということで、座学だけではなくて、そういう体験を通して学んでいくということでは、美術館もそうだと思うんですが、近くに美術館もあって、いい企画もなさっておられるんですが、なかなか学校現場も忙しくて行けないということもあるんですけども、何かそのもう少しそこら辺を校外学習の意義とか、それから体験を多く積んで児童生徒が学ぶ、自分で学んでいく場を広げていくとか、そういうふうなことを少し教育委員会から校長先生方に啓発していただいて、もっと自由の場を、学びの場を広げて子供たちにやることも大事なことでないかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。みらいプランのときに、ふるさと学習の一環で小学校などは市内の美術館とか図書館を3年間で全ての学校が回るようにということでバス代なども補助をしながら実施をしてきております。それで全校一応できましたので、それを受けて各学校で体験学習や地域のよさを生かして総合的な学習の時間を充実させるように取り組んできていると思います。

今、御指摘いただきましたように、体験をしていくことは課題発見解決学習などもそうですし、今、資質・能力を育てるということで小中連携などにも力を入れておりますので、同じ地域の教材にしても学年が違えば扱う視点や狙いも違いますので、そういったこともしっかり地域の教材なども取り入れながら、自分たちの町の良さに気づき、そして、それが課題発見解決学習につながっていくように今、総合的な学習の時間などで地域学習などもして、教育委員会にもどのような中身をするかを報告するようにしておりますので、そういったことをまた校長会などでも紹介をしていって、しっかりと体験活動が充実できるように取り組んでいきたいと思っています。

○豊田委員 よろしくお願ひします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思いますが、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第14号尾道市立幼稚園園則の一部を改正する規則案及び議案第15号尾道市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○齋藤庶務課長 教育長、庶務課長。議案第14号と議案第15号を一括して御説明申し上げます。議案集の13ページをお開きください。

まず、議案第14号尾道市立幼稚園園則の一部を改正する規則案についてでございます。提案理由でございますが、栗原幼稚園及び栗原北幼稚園の廃止に伴いまして、規則改正を行うものでございます。

15ページをごらんください。尾道市立幼稚園園則におきまして、各幼稚園の入園定数を規定しておりますが、栗原幼稚園と栗原北幼稚園の2園を削除させていただき改正内容でございます。

続きまして、16ページをごらんください。議案第15号尾道市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案でございます。この改正理由につきましても、議案第14号と同様に栗原幼稚園と栗原北幼稚園の2園の廃止に伴います規則改正でございます。

議案集の17ページから18ページにございますように、各幼稚園につきましては幼稚園の印及び幼稚園長の印を持っております。閉園に伴いまして、これらの公印を削除するという改正内容でございます。以上、2案につきましてあわせて御提案させていただきます。簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第14号及び議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第16号尾道市テニスコート管理及び運営規則を廃止する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第16号尾道市テニスコート管理及び運営規則を廃止する規則案について御説明をいたします。議案集の20ページにございますように、提案理由といたしましては、尾道市テニスコートを廃止するための規則制定でございます。

1月の教育委員会定例会、また、2月の尾道市議会定例会において、尾道市テニスコートの設置管理条例を廃止するための条例について、既に御承認をいただいたところでございます。これに伴いまして、今般の議案によって、尾道市テニスコート管理及び運営規則につきましても廃止を行おうとするものでございます。規則の施行日は令和2年4月1日でございます。以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

これは新高山のテニスコートでよかったですね。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。新高山3丁目にあります尾道市テニスコートでございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

向島へできたからこれについては廃止いうことでしたね。

○内海生涯学習課長 はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第17号尾道市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第17号尾道市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案について御説明をいたします。議案集22ページをごらんください。

本案は公民館使用申請書の一部を変更することに伴う規則改正でございます。変更点は、新旧対照表を26ページにおつけしておりますので、こちらで御確認をいただいたほうがよいかと思っております。大きくは変わっておりませんけれ

ども、これまで使っておりました申請書に団体名を記載する欄がございませんでした。これを各地域の公民館長から様式を変えてほしいとの声がたくさんございましたので、今般、変更を加えるものでございます。

これ以外にも、例えば、使用責任者の欄に「同上」というチェックボックスを加え、二重に記載する手間を省くなど、様式の整理を行ったものでございます。施行日につきましては令和2年4月1日からといたします。以上、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第18号尾道市公民館長の任用についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第18号尾道市公民館長の任用について御説明をいたします。議案集の27ページ以降でございます。

本案は尾道市公民館長を別紙28ページと29ページにまたがっておりますけれども、この名簿にございますように任用をしたいので教育委員会の承認を求めらるものでございます。尾道市には公民館長が28名おります。このうち、2名の方が新任の方、26人は更新、継続の方となっております。2名の新任の方ですけれども、備考欄に「新任」と書いております。28ページの一番上の山波公民館、松山正明氏、こちらはお仕事、前職が国際ホテルで働いてらっしゃった方と聞いております。それから、29ページの公民館の2段目になります向島公民館の宗近平八郎氏、こちらの方も新任でございますけど、こちらの方は現在尾道市の職員でございます。3月に退職の方でございます。

なお、新任の公民館長の選考に当たりましては、地域利用者団体であるとか、地区の社会福祉協議会からの御推薦をいただいているところでございます。28人全ての任用期間につきましては、令和2年4月1日から来年の3月末までの1年間でございます。男性が24人、女性4人、ちょっと女性の割合が14.3%と少し振るわなくなっておりますので、今回は気をつけていきたいと思

います。平均年齢につきましては64.0歳となります。以上、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

自分の認識に間違いがあってはいけないのですが、3年と5年のところが1つの節目になっていて、6年というのは余程のことがないかないのかなと思っただので、そのあたりのその地域との関係との部分も含めて説明を、若干3名ほどおられるので、説明をしてもらえますか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。これまでの方針としましては、公民館長につきましては3年経過した時点で、3年から4年、5年となる方、基本的には5年を経過したら、基本的には公民館長はもう次の方にかわっていただくという手法をこれまでもとってきたところです。ですが、ここ数年、ここ2、3年ですけれども、次の方をもう本当に見つけるのがなかなか大変という声が地域のほうから上がってきております。そのあたりも公民館の運営協議会という別の組織がございまして、その中で協議をいただく中で、例えば5年を過ぎたときに、通常であれば公募をかけるんですけれども、公募でなくて、例えば5年目から6年目に入る方につきましては、例えば地域のほうからの御推薦をいただければ6年目に、1年間に限って延長してもいいという、こういった取決めをさせていただきました。

今回、6年間を過ぎて7年目に入る方が3人いらっしゃるということですね。栗原北公民館と市公民館と今津野公民館、ここの3つが特例で6年目に入ったにもかかわらずまだ見つからないということでございまして、ここに関しましては公募を今回かけております。地域のほうで公民館だよりも記載をしまして、期限を切って公募いたしました。やはり見つからないということで、これまでの方にまた引き続きお願いをしたような形でございます。

なかなか60代で、60代から70代の方が多いんですけれども、仕事を一旦退職されてから後、働かれる方が最近は多いので、公募をしても見つからないという状況がありまして、余りこういう状態が長く続くと全体の中で公募を今度は、例えばハローワークとかということになる可能性もあるんですけれども、そうすると今までやってきたその地域の中から御推薦をいただくということが難しくなってくるので、極力地域の方から選んでいただける間はこういった手法をとりたいと思っております。

ちなみに定年は75歳と決めておりますので、永遠にということとはございません。以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。よくわかりました。

御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第19号尾道市立図書館規則の一部を改正する規則案及び議案第20号芸予文化情報センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第19号と20号を一括しての御説明でございます。議案集は30ページから35ページとなっております。

議案第19号につきましては、尾道市立図書館規則ということで、因島図書館を除く4館に関する規則でございます。また、議案第20号は芸予文化情報センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案となっており、芸予文化情報センター内にある因島図書館についての規則改正となります。あわせて、図書館の5館、市内の図書館の5館あわせての御説明でございます。この2案は市内5館の図書館について、指定管理者からの提案によりまして利用者の利便性向上を図るため貸出点数の上限を引き上げるための規則改正を行おうとするものです。

32ページの新旧対照表をごらんいただければと思うのですが、現行では図書と視聴覚資料を合わせた図書点数を1人「13点」以内としておりますが、これを「15点」以内に改めます。また、貸出点数のうち、視聴覚資料につきましてはこれまで「3点」以内としているものを「5点」以内に改めようとするものでございます。いずれも施行日は令和2年4月1日からといたします。以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御意見、御質問はございますでしょうか。

村上委員。

○村上委員 13点から15点になるわけなんですけども、これは利用者からの要望もあったわけですか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。実際に要望があったかどうかというのは、私はあんまりよく存じ上げないのですが、普通に考えると13点でもかなり多いような感じはするんですけど、やはり子供の図書などは、やはり大量に貸し出しがあったほうが、大人だったら一、二冊読むのは結構大変なんですけど、子供はぽんぽん、ぽんぽん読みますので、子供さんの数にもかかわりますけれど、やはり読みたいということがあるんだと思います。ですので、そういった意味での増ということでございます。

○村上委員 貸出期間はこれで延びるわけですか。延びない、どうでしょう。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。期間は延びずに14日で、これは変えてございません。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 従前は向島子ども図書館のその蔵書数が幾らか全体に比べて数が少ないので、そういうことの中で多分13点にするときに幾らかその辺の調整をしていましたが、もうそのあたりも支障はなく5館全部がこのやり方で運用できるということで理解してよろしいですか。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。はい。従前はそういった蔵書数の違いによって貸出点数を変えてた時期もあると認識しておりますが、現在は統一を既に図っておりますし、図書館間のやりとりもできますので。そういったことはスムーズにいとていてと考えております。

○佐藤教育長 よくわかりました。

ほか、どうでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第19号及び議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第21号尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案及び議案第22号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案を一括して議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○**新宅因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。議案第21号と議案第22号の2案を一括して御説明いたします。36ページをごらんください。

まず、議案第21号尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案についてでございます。提案理由ですが、令和2年2月議会において、旧土生小学校を学校施設としてのくくりから外し、新たに土生市民スポーツ広場として設置及び管理するための条例の改正について議決いただきました。これに伴いまして、関係する教育委員会規則を改正するものでございます。

39ページ以降に新旧対照表を掲載しておりますのでごらんください。規則で規定しております表に土生市民スポーツ広場の名称を加え、休場日や使用時間を定めるとともに40ページ以降各種様式の使用施設欄に土生市民スポーツ広場のチェック欄を追加する改正でございます。なお、この改正にあわせまして、尾道市立学校施設等使用条例施行規則にある旧土生小学校は削ることになります。

続きまして、44ページをごらんください。議案第22号選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部を改正する規則案についてでございます。この規則は選挙運動のために個人演説会を開催するに当たりまして、それぞれの場所に備えられている設備や備品関係等について定めているものでございます。この規則の中に旧土生小学校がございますので、これを削るとともに、先ほど庶務課長から説明させていただきました栗原幼稚園と栗原北幼稚園の閉園に伴いまして、この両幼稚園も表から削除をさせていただきます。なお、新たに市民スポーツ広場となりました土生市民スポーツ広場については、市長部局に同じように定められてる規則がございますので、その表に加えることとなります。以上、2案をあわせて御説明しました。いずれも施行期日は令和2年4月1日からとしております。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○**佐藤教育長** ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** ないようですので、これより議案第21号及び議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第23号尾道市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○島谷美術館長 教育長、美術館長。51ページをお開きください。議案第23号尾道市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱について御説明させていただきます。

提案理由でございますが、委員の所属団体内における異動に伴い、尾道市立美術館設置及び管理条例第19条及び尾道市美術館協議会規則第2条に基づき、別紙のとおり委員を解嘱して委嘱するものでございます。

52ページをごらんください。まず、解嘱する委員としては、学識経験者として中国新聞社尾道支局長退任、久保木要氏、それから、学校教育経験者、尾道市立大学芸術文化学部美術学科教授、稲田全示氏でございます。委嘱する委員としましては、中国新聞尾道支社支局長の持田謙二氏、学校教育経験者、尾道市立大学芸術文化部美術学科教授の野崎真澄氏でございます。両名とも、委嘱する委員は前任者の残任期間として令和3年3月31日までといたします。

53ページをごらんください。協議会委員の名簿でございます。男性7人、女性3人、平均年齢64.3歳でございます。以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明ですが、御意見、御質問はございますでしょうか。

これは、充て職という取扱いということでもいいんですか、前任の残任期間ということとは。

○島谷美術館長 はい、おっしゃるとおりです。

○佐藤教育長 こういう職にある人を充てるんですよということですね。わかりました。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第24号向東地域学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第24号向東地域学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。54ページをお開きください。

本議案は向東地域学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由についてですが、向東地域学校運営協議会委員の任期満了に伴い、尾道市学校運営協議会規則第7条に基づき、別紙のとおり委員を委嘱するものです。

55ページをごらんください。向東地域学校運営協議会委員の委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっています。今回の委嘱については再任が8人、新任が1人でございます。委員の構成については男性が5人、女性4人の計9人で、平均年齢は57.6歳、女性の割合は44%となっております。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますか。

木曾委員さん。

○木曾委員 初めてなので教えていただきたいんですが、次の議案でも学校運営協議会というものが設置されてるようなんですが、これは何を目的にどんなことをする協議会なのかと、どんな権限があるか、それと学校運営ですから、ほかの学校はこういうものを設置される予定とかってないんですかね。なぜこの2地域というか、2校なのかというのを教えてください。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。この学校運営協議会制度というのは、いわゆるコミュニティ・スクールを運営する母体となるものです。ですから、この学校運営協議会と学校が連携をして地域に開かれた学校をつくっていくこととなります。メリットとしましては、地域と学校の窓口となっただけの組織体となっておりまして、地域と学校が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる、地域とともにある学校への転換を図る友好的な仕組みと考えています。ですから、地域の声等を学校運営に積極的に生かしながら特色ある学校づくり、地域に開かれた学校を今つくっております。

コミュニティ・スクールの権限といいますか、文部科学省は3つの機能という言い方をしてるんですけども、1つは校長が作成する学校運営の基本方針を承認するということで、コミュニティ・スクールにはミッションステートメントというものがあるんですけども、方向性を示してるものなんですけども、それらを承認したり、学校評価というのをやってますけども、それらの中

身についても承認をいただいたりということをしています。それから、学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができるということで、校長先生、年に4回、この向東とか土堂は協議会をしてるんですけども、その中で校長等が学校運営に対して説明をするんですけども、そのことについて意見を述べるができるということで、そういったことをやっています。

3つ目としては、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定めている事項について教育委員会に意見を述べるができるということで、当然、教育委員会の任用に対して、権限は教育委員会にあるんですけども、こういった今学校に対して弱みがあるので、こういうところを補強していただきたいとか、こういった学校運営を地域としては願ってるので、こういうような大まかな、大枠の人事としてこういった方いうか、こういう学校にできるような方を入れてもらいたいとか、そういうようなことをやっている、これが3つの機能です。

これまでの経緯としては、土堂小学校は平成17年9月からスタートしています。向東地域としては平成30年4月からなんですけれども、実は、向東小学校のほうは単独で平成25年4月からしております。今後、尾道市とすれば、今、学校運営協議会の設置が国で努力義務化されてるんですけども、それを契機に小中、1小1中の部分をコミュニティ・スクール化して、これを市内に広げていきたいと考えています。ですから、現在はこの2地域なんですけれども、今後は1小1中の部分で、瀬戸田小中、浦崎小中とか、そういったところを考えています。

しかしながら、現在は努力義務化ですけども、全国的な流れではコミュニティ・スクール化をどんどん進めている自治体が増えております。今後、努力義務化から義務化される可能性も実はありまして、本市についてどういう方向性が一番いいのかというのは、またここから数年のうちには結論を出していったら広めていきたいという思いも持っております。以上です。

○佐藤教育長 今のよろしいですか。

○木曾委員 はい、わかりました。目的はわかりました。これって、メリットを教えてくださいなんですけど、デメリットはないんですか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。今のところデメリットという面は考えてないんですけども、ただ、その学校運営協議会と学校がやっぱり一体化しないといけないというところがありますし、教職員にとってもやっぱりメリット感といいますか、運営協議会を設置してよかったと思っただかないとよりよいものにならないので、今後は地域住民、それから学校運営

協議会、それから学校がともに本当やっけていてよかったなという充実感を味わえるような、今そういったものを目指してはいるんですけども、その部分については今後もよりよいものにといいことで努めていきたいと思っています。

○木曾委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 今回の関連で、学校の評議員制度と、それから学校関係評価委員制度の関係と、このコミュニティ・スクール、学校運営協議会との関係を説明していただいたら皆さんよりよく理解できると思います。今、この2校以外のところはそういう評議員さんや評価審査員さんがいらっしゃいますよね。今、例えば向東の地域がこのコミュニティ・スクール、学校運営協議会をするときにその2つをどう取り込んでいいのか、取り込んでないのかというようにところもあると思います。土堂と向東は違うわけだから。そのあたりのところをちょっと説明していただくと、今後、委員さんのところでもっと意見が、違う意見も出るかしれないので、説明してもらえますか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校には、これまで学校評議員さんと学校関係者評価委員さんがおられます。学校評議員というのは、各学校に3名から、多い学校では5名ぐらいいらっしゃると思うんですけども、これは校長の求めに応じて学校の意見を求めることができるということで、年に3回ぐらい学校に来ていただいて、御意見をいただいています。

学校関係者評価委員というのは、先ほども少し申しましたが、学校が作成している学校評価を、まずは学校が自己評価をされて、その自己評価が適正かどうか、それを評価していただくのが学校関係者評価委員です。これも年度初めと中間評価と期末評価で、3回学校で説明を聞いたり、評価をしていただいたりしています。この学校運営協議会との関係性なんですけれども、学校運営協議会というのは、先ほど申しました利点を生かすためにこの評議員と学校関係者評価委員の役割を兼ねていただいています。ですから、向東小中学校と土堂小学校さんには学校評議員さんと学校関係者評価委員さんは委嘱しておりません。ほかの学校については評議員と学校関係者評価委員については委嘱しております。この委嘱については次回の4月の教育委員会議でまた委員の皆様へ審議をしていただく予定をしております。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

合理化できるところはうまく利用していただいて、地域の力を得る、そのときにどういう仕組みがいいのかというのを各学校ごとに選んでも、それがメリット感、デメリット感ということにつながるんだろうと思っていますので、またいろいろ情報等も提供させていただきながらということをしていきたいと思っています。

どうぞ。

○村上委員 運営協議会の会議の議事録なんですけども、それは公開されてるんですか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。この学校運営協議会は学校が主体でやっているものです。委員の委嘱については教育委員会がすることになってるんですけども。ですから、私が知る限りでは議事録は必ず作成はされていますけども、公開されているかどうかというのはちょっとわかりません。ホームページを見る限りは出てないんじゃないかと思うんですけども、議事録は作成しておりますので、それを求めに応じて見ることはできると思います。

○奥田委員 この学校運営協議会につきまして、努力義務化ということで、全国的にもこちらの方向に向かって進むということが打ち出されていると思います。そういう中で、尾道市では2校ということで、今後の方向性としてやはりこういうものを積極的に取り入れていこうという説明だったと思います。その中で、言われましたように1小1中をまずそういうところからということで、こういう考え方は非常にいいんじゃないかなと思います。尾道市内で大体何校ブロックといいますか、あるのか、これをどのぐらいのめどで、割に早くこういうところではできるところから進めていかれたらいいんじゃないかなと思うんですけども、これがすんなりとできないのであれば、何かそこで難しいものがあるのかどうなのか。そのあたりちょっとお伺いしたいんですが。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。1小1中、正確に何地域かというのはあれなんですけど。

○佐藤教育長 9だ……。

○小柳学校経営企画課長 9地域ございます。できるところからという部分もあるんですけども、今、例えば瀬戸田とか浦崎と申してるのは、地域に、もともと学校運営協議会になり得るような母体がしっかり今あるところ、そういうところも確認をさせていただいております。そういうところから進めていきたいということがまずあります。今後ですけども、実は今、広島県内は全国的に見れば、すごく少ない。義務教育、小中学校が少ないんですけども、県立学校がことしの4月から全校導入をされました。その流れで、今、来年度から実施をされようとされてる自治体が急激にふえてきています。そういった中で、本市が国の意向等も勘案しながらどう進めていくのかというのは、本当にここ、来年度とか、近いうちに方向性はさらに考えていかなければいけないと今思っております。ですから、そういった流れに大きく加速する流れになれ

ば、1小1中のみならず、全校へとかそういう流れも考えられると思いますので、これは今後本当に慎重を期すということもあるんですけども、検討させていただきたいと思っております。

○佐藤教育長 県がどういう意図で入れられたかというのはちょっとわかりません。本来の学校運営協議会とは、県立の高等学校が求められとる部分と義務教が求められとるものと若干違うかなと私は思っていますし、実態も違うように思います。だけど、1つに社会教育の関係の補助金にこれがかかわってくるといこともちょっと情動的にはもらってるので、一番いいのは地域が求めるところからやっていくべきですが、そうでないところも含めて行政側が誘導してやっていくようなことも考えないと、尾道市民のマイナスにつながってくる可能性をも秘めてる問題だなとはちょっと感じてます。

○豊田委員 もう7、8年も、もっと前かもわかりませんが、東京都のほうでちょっと学校評価の研修に何度かお邪魔したときに、八王子とか杉並区とかそういったところでこれが行われていたんですが、その主な柱は人事にかかわって、例えば校長さんの学校運営にかかわって、ぜひこういうふうに協力していただいてこういう経営をしていきたいということを出されて、それにかかわって教育委員会と話し合いをして、その学校が活かされるように、生きていくようにという形で人事権が全部あるということではないと思いますけれども、ある程度具申をして、その学校がうまくいくようにやっているんだということ直接伺ったことがあるんですけども、尾道市ではそこまで人事がどうかいうところまではいってないのかなというようにも思っているんですけども、そのあたりは県教委の方針なり、市の方針なりどのような方向性を持っていらっしゃるのかなということをお聞きしたいです。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。この人事に関する部分ですけれども、本市においてはこの学校運営協議会規則の第4条の中になるんですけれども、ちょっと今日はその規則はつけてはいないんですけれども、この中に、ちょっと読み上げさせていただきます。「協議会は第2条に定める目的を踏まえ」、第2条というのは尾道の学校がよりよく運営できるというような中身が書いてあるんですけれども、その「目的を踏まえて、対象学校の教職員の採用、そのほかの任用に関して学校運営の基本方針の実践に資する事項について、教育委員会を経由し、広島県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、特定の個人に対する意見は除くものとする」としてあります。

ですから、これは意見の申し出として、土堂地域も向東地域も毎年代表の方が来られて、こう書面にあらわしたものを教育委員会に提出されてます。それ

を県教育委員会へ提出しています。その中身については、本当に前半の部分で読みましたけども、個人は特定されることなく向東なら向東地域にある学校、この向東小中学校をこういう学校にしたいという、今、ミッションステートメントがありますので、それを目指した学校にしたいということで、そういった中身のことを大まかに個人を特定しない範囲内で要望が書かれている。それを当方側がいただいて、県に提出しているという流れになっています。

○佐藤教育長 例えば一例を挙げると、土堂小学校、結構若い教職員が多いと、そういう中で年齢バランスに配慮いただきながら、例えば女性の一定程度年齢の高い方をこの時期お願いしたいということもありました。そういうことで、誰々さんがいけないからどうしてくれとか、そういうことは意見具申の中にもございませんで、さっき課長が申し上げたように、こういった学校経営をしたいのでこういう方向の先生が欲しい、そういうぐらいのレベルだったと思います。これは向東も一緒。

ほかにございますか。

○村上委員 これ、名簿のほうですけども、「(予定)」となってる方がおられるんですが、これは間違いなくというか、ここで予定から外れたらちょっとまずいので。お願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。第1号委員、保護者さんのお二人目のことだと思われます。この方については、PTAの任期がPTA総会をもってということになっておりまして、これは次期、ですから、4月の終わりから実際はなされるんですけども、もうこれは間違いのない内定ということでこういう書き方をさせていただいています。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 だから、今の例で言うと、充て職だったらいけないけれども、個人、この属人が、個人がそれに当たる人だと、たまたまその方がPTA会長の予定者なんだということによろしいんでしょう。ならなかったらこの委嘱を取りやめるという話だったら時期を5月とか改選時期に合わせてすべきだけれども、そうでなくて、あくまでも個人として選ぶんだと、たまたま肩書が備考のところへ予定として入ってるという御理解をいただければいいんだろうと思いますけれど。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。教育長がおっしゃられたとおりであります。この方は中3になる保護者の予定ですので、来年度も向東中学校のPTA会員でありますので、そういった、備考欄にあるのは会長になる予定はありますけれども、保護者とすれば、いや、もう4月1日からなって

るということでそういう理解をしていただきたいと思います。

○佐藤教育長 よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御意見がないようですので、これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第25号土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第25号土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。56ページをお開きください。

本議案は土堂小学校学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由についてですが、土堂小学校学校運営協議会委員の任期満了に伴い、尾道市学校運営協議会規則第7条に基づき、別紙のとおり委員を委嘱するものです。

57ページをごらんください。土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となっています。今回の委嘱については、再任7人、新任1人でございます。委員の構成は男性5人、女性3人の計8人で、平均年齢は56.9歳です。女性の割合は38%となっております。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 御意見、御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第26号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。議案第26号尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について御説明いたします。58ページをお開きください。

これは栄養教諭と事務職員の職務内容及び学習指導要領の改訂等に伴う各様式の書式を追加・変更するための規則改正でございます。

まず、職員及びその職務に関することから2点、御説明させていただきます。59ページの中ほどをごらんください。1点目は第34条に次の1項を加えることから説明をさせていただきます。第34条の第3項には「栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の命を受け、校務運営上必要な職務を行うものとする」として、栄養教諭の職務を規定しています。この第34条の第1項には教諭の職務を、第2項には養護教諭の職務が規定をされていますが、尾道市においては、平成22年度から栄養教諭の配置が進められており、本来であればそのときに栄養教諭の職務をこの規則に規定しておかなければなりませんでした。

次に、2点目、その下にございます第36条第7項中、「に従事する」を「をつかさどる」に改めるについてでございます。これは第36条の第3項から第7項までは事務職員、総括事務長、事務長、事務主幹、事務主任、主事の職務を規定しているものでございます。第7項は主事の職務を規定しており、これまで「主事は上司の命を受け、事務に従事する」から「主事は上司の命を受け、事務をつかさどる」といたします。これは学校教育法第37条第14項に規定をしている事務職員の職務を平成29年4月1日から学校の事務職員が主体的に校務運営に参加することができるよう事務職員は事務をつかさどるとされたことによる改正となっております。

次に、学習指導要領の改訂に伴うものでございまして、これは教育指導計画の編成と届出に関することについて、このたび、小学校の学習指導要領が改訂されることに伴い、規則の一部を改正するものでございます。学習指導要領の改訂に伴い、小学校の教育課程に外国語が教科に加わったことにより、第19条第4項、別紙様式第13号の2の小学校の教育課程に関する届出に外国語を加える必要がございます。それに伴って、外国語活動の実施学年が小学校第5学年、第6学年から第3学年、第4学年のみに変更になったために記入欄の変更が必要となったものでございます。

また、今回の改訂では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について特別支援学校小学部、中学部、学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとするとい

う規定が新たに加わったことを受け、通級による指導の内容について各教科の内容を取り扱う場合であっても障害による学習上または生活上の困難の改善または克服を目的とする指導であるとの位置づけが明確化されました。さらに、平成26年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の取得に困難がある児童に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能になりました。したがって、小学校の教育課程に外国語を加えるよう様式を変更する改正、第19条第5項の省令第53条の次に「第56条の2」を加え、通級による指導と日本語指導の教育課程に関する届の様式を加える改正について承認を求めます。

変更する箇所について具体的に新旧対照表をもとに御説明させていただきます。まず、1つ目は65ページをごらんください。尾道市立小学校、中学校及び幼稚園の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の第19条第5項に、省令「第56条の2」を加えるというものでございます。

2つ目が66ページをごらんください。小学校の教育課程の教科に外国語が加わったことにより、様式第13号の2の「小学校の教育課程に関する届」の教科の欄に「外国語」を加え、それに伴って外国語活動の第5学年、第6学年の欄に斜線を加え、新旧対照表にあるように様式を変更するものでございます。

3つ目は67ページをごらんください。中学校の「教育課程に関する届」の備考に選択教科について記入することとなっておりますが、現在は選択教科がございませんので、「備考」欄と記入上の留意点の2点を削除するものでございます。また、「小学校の教育課程に関する届」には教科の小計がございませんので、中学校の「教育課程に関する届」の様式も小学校の様式に合わせて教科の「小計」の欄を削除し、「合計」の欄を「計」に変更するものでございます。

次に、4点目を御説明いたします。68ページをごらんください。特別支援学級の小学校の「教育課程に関する届」についても、小学校の教育課程と同様に教科の欄に「外国語」を加え、様式を変更するものでございます。

次に、69ページをごらんください。様式第13号の3に「通級による指導における特別の教育課程に関する届」を加え、次に、70ページにございます日本語指導が必要な児童生徒の「特別の教育課程編成・実施計画に関する届」を新たに加えるものでございます。以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 皆さんが御理解をいただけたかどうか。要は、学習指導要領の関係が今回変わるので、それに伴うものは今回直すべきもの、それから、栄養教

諭と主事の関係はこれまで直さないといけないものを直してなかったから、それをこの機に直すということでもいいんですか。

○豊田教育指導課長 はい、そうです。

○佐藤教育長 学習指導要領の関係で、「56条の2」について、もう一度、説明してもらえますか。

○豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。「56条の2」というのは、小学校において、「日本語の通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導が行う必要があるものを教育する場合に、特別の教育課程を加えることができる」ということがこの「56条の2」に関するものでございます。

○佐藤教育長 それが入ったことに伴って、様式のところで変わってきたのは、どこのところになるんですか。

○豊田教育指導課長 教育長、教育指導課長。様式が変わったの、今のものは、70ページのところが新しくこの日本語の指導が必要な児童生徒の場合ということで、これが加わったものでございます。

○佐藤教育長 これが「56条の2」に対応するものとして入ってるということでもいいんですね。

○豊田教育指導課長 はい、そうです。

○佐藤教育長 わかりました。

皆さん、よろしいですか。ありがとうございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御意見、御質問ないようでございますから、これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第27号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第27号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について御説明いたします。71ページをお開きください。

本議案は標記の教育委員会訓令の一部を別紙のとおり改正したいので、教育

委員会の承認を求めるものです。提案理由についてですが、本市教職員の服務管理に係る様式を変更するための規定改正となります。

72ページをお開きください。今回は3つの様式を一部改正いたします。新旧対照表で説明をしたいと思いますので、75ページをお開きください。3つあるうちの1つ目ですけれども、様式第3号その1（第6条関係）、休暇簿（年次有給休暇）について、これ新様式で言いますと、右から3列目、旧様式では「年次有給休暇残日数」となっているんですけれども、「年次有給休暇累積日数」にしております。それから、一番右の欄に「電話受」の欄を追加しています。これは職員によって年給付与日数が異なるため、残日数より累計日数のほうが把握しやすいということで今回このようにしています。また、電話受の欄は、これまで旧様式の備考欄に電話受について記入していたんですけれども、出勤前や出張後など電話での年給の届けに対応するよう欄にもう「電話受」の欄を追加したものです。

続けて2点目ですけれども、76ページをごらんください。様式第8号（第6条関係）の旧様式の「備考」のところに、年次有給休暇、病気休暇とあって、その下に「指定」があると思います。それを新様式では削っています。この「指定」の欄というのは私も使ったことがないんですけれども、どうも調べてみると週休2日制度以前に使われていたということで、どうも半日の土曜日の部分をどういうふうに使っていたかと、そういうのを記入する欄だったということを確認しました。現在、必要がないということで「指定」という部分を削ります。

3点目、77ページをごらんください。様式第13号（第9条関係）について、旧様式の部分で言うと、右から何段目か下がったところに「職氏名印」があると思います。これを新様式で言いますと「職名・氏名、印」として、「職氏名」と書いていたのを「職名・氏名」と正しく表記するということになります。本規定のほかの様式は「職名・氏名、印」となっていたので、この機に表記をそろえることにさせていただきました。これらは今年度、様式とかを全部見直しを再度した中で、これは直したほうがいいんじゃないかということで、事務長、校長とも話をしながらこういうふうに今、直したらいいと御指摘も受けて提案をさせていただいております。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

○奥田委員 ちょっと質問します。76ページ、77ページのところですが、77ペー

ジで職名と氏名で印というふうに職名を入れたと。上の76ページの新しい休暇承認報告書、これは「職・氏名」ですが、ここの整合性はないんですか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。ちょっとこの部分についてはちょっと整合がつかないですね。私もその部分、ちょっと見落としておりました、「職名・氏名」でそろえるという方向性にしておりますので、76ページの様式第8号の「職・氏名」の部分については、御指摘をいただきました、「職名・氏名」ということで、この場でそうしていただければと思います。

○佐藤教育長 ……。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のうち、76ページの新しいところの「職・氏名」を「職名・氏名」に改めて修正することということでさせていただきますが、そういった修正案で御承認いただけるということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ありがとうございます。御異議なしと認め、一部修正しますが、その内容で全会一致で承認をいただくことになりました。ありがとうございます。

次に、議案第28号尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第28号尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針について御説明いたします。78ページをお開きください。

本議案は別紙のとおり尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めたいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由についてですが、令和2年1月に文部科学省が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定め、サービス監督権者である各教育委員会に対し、指針を参考に、所管の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定するよう求めたことに基づき、別紙のとおり、本市においても尾道市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めるものです。

79ページをお開きください。趣旨のところは要約して説明します。尾道市教育委員会では、教員の子供と向き合う時間を確保することで、教育の質の向上を図るため、平成30年10月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、学校全体の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境づくりの実現を目指しております。本上限方針を策定することで、学校における働き方改革の取組みを一層促進することができるかと捉えております。

それでは、2の対象範囲から順に説明いたします。対象範囲は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。尾道に配置されています職で言いますと、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭となります。なお、それ以外の職員は、事務職員、学校栄養職員、済みません、来年度からは学校栄養職員が配置されませんので、済みません、事務職員のみです、事務職員については三六協定における時間外労働の限度時間を適用します。ただ、今後、学校栄養職員が全く配置されなくなるのかわかりませんので、ここに入れております。

3、対象の時間についてです。(1)「在校等時間」についての考え方ですけれども、校内に在校している時間及び校外において職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間から正規の勤務時間外にみずからの判断に基づいてみずからの力量を高めるために行う自己研鑽の時間、その他業務外の時間及び休憩時間を除いた時間とし、この時間を「在校等時間」とします。この在校等時間というのが基本的にはここに対象となる方々が学校にいる時間という、ここがベースとなります。

80ページを見ていきますと、(2)に上限時間の原則があるんですけれども、1日の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の1カ月の合計が45時間以下、1日の在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間が360時間以下とし、この範囲内とするため業務量の適切な管理を行うこととします。正規の勤務時間というのは7時間45分ですから、例えば1日、在校等時間が10時間あったとしますと、正規の勤務時間7時間45分を引いた2時間15分というのが時間外勤務時間となっていきます。ですから、そういった時間が一月重なって行って45時間を超えることは原則に反することになってますので、今後、45時間以下を目指して取り組んでいくこととなります。

(3)の児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間ですけれども、これは児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な

増加等に伴い、一時的、突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、これを特例として、1か月の時間外在校等時間が100時間未満、1年間の時間外在校等時間が720時間以下、1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数が6カ月以下、連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間が80時間以下とし、業務量の適切な管理を行うこととします。ここで言います一時的、突発的などというのは、例えば生徒指導事案、重大事案が生起してそれに関する対応が必要な場合がありますとか、また学校事故において長期にわたって対応が必要な場合であるとか、そういった場合が想定されております。

それから、81ページの4から7ですが、教育職員の在校等時間についてはICTを活用した入校退校記録システムにより客観的に把握すること、労働法制の遵守及び教育職員の健康確保に向けた取組を行うこと、学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上に向け、保護者や地域への周知・説明に努めること、留意事項として、特例に該当した学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと、持ち帰り業務については上限時間を遵守することのみを目的として持ち帰り業務が増加することのないようにすること、学校経営企画課に長時間勤務、心身の健康問題に関する相談窓口を設置することについて定めます。以上、上限方針の説明とさせていただきます。なお、御承認いただきましたら、市内小中高等学校へ通知するとともに、尾道市ホームページへの掲載、市議会議員への情報提供等、市民の皆様にも速やかに周知してまいります。

以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明、御意見、御質問はございますか。

○木曾委員 上限時間の設定というのは大変いいことではあると思うんですが、先生方の業務はとて多いと思うんです、今でも。まずはその業務内容を精査しないと時間の削減というのはできないような気がするんですが、その点どうなんでしょう。時間、今、その保護者のほうでも心配してるのが時間だけを削減することが目的で、なかなか本当に子供に向き合ってもらえるかどうかという心配も保護者の中でも生まれてると思います。今、働き方改革が推進されてるところで。その辺が、この在校時間の上限をつくることで本来対応してほしいときに先生がいないとか、帰らざるを得ないとか、その先ほどの一時的なところ、当てはまれば一定の猶予はあるのかもしれないんですが、その点

どうなのでしょう。業務量、まず業務内容を見直さないと勤務時間は減らないと思うんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。この業務内容といいますか、量ですね、その部分を削減しないとということで、本当にそのとおりだと思います。減らないのに帰れ、帰れというのは、それこそ教職員にとってはおもしろくないことだと思っています。働き方改革に大きくシフトする前から、本市においても業務改善でさまざまなアイデアを教職員から各学校が募集して、いろんな改革、改善を図ってきました。先ほども少し話題に出ましたが、この平成30年10月に本市の働き方改革取組方針を策定しまして、その中に、取り組んでいく方策を全部で23挙げてるんですけども、これをできるところから着実にということで、現在取り組んでおります。時間外勤務時間もまだまだ月80時間を超える職員もおりますが、大幅にここ近年で縮減はしてきています。その中で、当然業務の見直しということで、会議の精選とか校内の見直しをもう随分図ってきて、市教委の主催の研修とか実行委員会とかそういったのも精査をして、出張の回数もできるだけ減るようにやっています。

そういうのもありまして、この4月から本格導入してきます統合型校務支援システムを入れる中で、成績の一元管理ということで、通知表や指導要録、調査書、それらも一元管理できるということで、さらに縮減ができるのではないかと期待してるところです。本当に保護者の皆さんからすると、時間を短くする中で本当に子供に必要なときに対応していただけないのではないかという御心配をいただいているのもよく承知しております。今後は当然そういった部分も対応しますし、そういった対応がない場合には、当然1日の業務の見通しもできますので、そういった自己管理をする力も身につけながらしっかりと時間管理を学校、それから個人、教育委員会でしていきたいという思いもありまして、この上限方針を策定させていただきました。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○奥田委員 お伺いします。80ページで上限時間の原則ということで、1か月であれば45時間以下とか、1年間で360時間以下という趣旨はよくわかりました。これを超えた実態把握の場合に何かあるのか、こういうのを目標で指導していきましょうというガイドライン的なものなのか、そこらあたりはいかがでしょうか。説明されたのかもわかりませんが、お願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。本方針には、国の方向性からしても、罰則規定はございませんので。ただ、原則ということなので、当然、各学校はこれを目指して努力していただかなければいけないと思います

し、本市においても、事務局においても、最大限これが守れるように努力していきたいと思っています。それで、81ページ、7の留意事項の(1)に、「特例に該当した学校における」ということですので、45時間、360時間以下ができなかった学校がこれに該当するようになると思います。ですから、こういった状況が起きましたら、なぜそういうことになったのか、どういう改善ができるのか、そういったことも教育委員会がしっかりフォローアップしながら丁寧に進めていきたいと思っています。

○**奥田委員** ありがとうございます。

○**村上委員** 80ページの(3)の、同じようなことなんですけども、各学校によってこれって事情が全然違うと思うんですけども、それと今回の休校措置ですよ。新型コロナウイルスによる休校措置で、これが適用、特別な事情に入るのか。入るとしたら、あちらの学校はちゃんとできたけど、こちらの学校はすごく時間がかかるよと、残業するよということも考えられるんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それともう一点、81ページの5なんですけども、医師による面接指導とか産業医による保健指導を受けさせると、受けさせるのは教育委員会のほうがそれを指導するんですか、それとも校長先生のほうでしょうか。その2点をお願いします。

○**小柳学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。まず、一点目ですけれども、例えば今回の休業措置にかかわっては、実際的にはかなり、時間的にはもう勤務時間で対応が終わっていると思われるので、この月は多分80時間を超えてる教職員はいないんじゃないかと思われま。しかしながら、特別な事情ということで、例えば災害が起きた場合とか、学校の中で事故が起きた場合、それから生徒指導のいじめの重大事案が起きた場合等については、そういった場合には対応するおそれが、可能性はありますので、この部分については学校の実情に応じて随分違うのではないかなということは思います。現状でも、ほぼ全ての方が45時間以下の学校があるのも事実です。逆に、ほとんどの方が45時間を超えているという学校もありますので、やはり学校の事情によってこの受けとめ方とか取り組み方も変わってくるんじゃないかと思しますので、そういった面もしっかりフォローアップしていきたいと思います。

それから、医師による面接指導ですけども、1つは医師による面接指導は本市の職員健康管理システムがありまして、その部分では80時間を超えた教職員については、本人の意向も確認しながら、本人の申し出によって校長が行うこととなっています。ただし、産業医につきましては、今年から実施しますメン

タルヘルスの関係のメンタルチェックをする中で、産業医との契約をしますので、その産業医を受けるかどうかは教育委員会が個の状況を見て判断していきたいと思っています。

○佐藤教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○木曾委員 81ページの6番ですね。「保護者や地域の周知・説明に努める」となってるんですが、今、電話の受付時間も制限されましたよね、時間が何時から何時までという。これ、やっぱり働いてる親はこの時間に電話ができないという声を聞きます。その時間外に対応しなければいけない保護者とか子供さんがいらっしまったときというのは、どうなる、これ、周知・説明って、電話の受付時間が変わりますというときも、学校から一方的にお知らせがあって、保護者は連絡したくても連絡ができないという声をたくさん聞いているんですよ。そうすると、今回この勤務時間の上限も加味されると、本当に先生といつ連絡をとったらいのという保護者の方も出てくると思うんですけど、その特例措置というか、どうしてもこの時間内に連絡がとれないときには、先生にこういうふうに対応をとったらいよ、相談したらいいよという対応はあるんですか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。電話対応については昨年9月から実施をさせていただいて、学校現場にとってはすごく好評なんです。これはそもそも私どもが一方的にやったというわけでもなくて、市P連にも協議していただきましたし、各学校におろしたときに必ずPTAの役員会に諮って周知をしてからということでもさせていただいています。それがPTAの総意かという、それはそうではないかもしれませんが、手順とすればそういったやり方でさせていただきました。学校によって、そういった働いている保護者の方への対応は若干異なっているようであります。ですから、あらかじめ何時に電話をかけるから出てくださいねというお約束をされている保護者の方もいらっしやれば、着信を受けて折り返しかけるとか、あらかじめ6時半の前だけど、学校からかけていて、その着信、折り返しは6時半以降も受けるとか、そういったように、まるで受け付けないということはされてないので、ちょっと学校によってその辺の対応は違うと思いますけども、何かしらの方法でそういったものがあると思います。

あと、急を要しない場合は当然次の日ということがありますし、もう命にかかわるようなことでありましたら、警察や消防へ連絡をしていただければ、そこから各校長・教頭へ電話が行くようなシステムも構築してますので、何か

しらの対応策はとっていると思っています。

○村上委員 時間外になって何かあったら警察へ電話してくださいという、学校のスタンスとしてはそういうことですか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。基本的に18時30分とします。18時30分までは電話に出ます。それ以降については、不要不急なものについては控えてくださいということです。当然、命にかかわるようなことについては消防、警察にということで、これも校長とか保護者とも話をさせていただいて、こういうふうになんか今のはさせていただいています。ですけども、この9月以降、直接警察とか消防へ緊急でということはあるには聞いていないという状況があります。

○村上委員 例えば、子供が夜の11時になっても帰ってこないのなら警察へ言うでしょうけども、例えばいつも帰ってくるのに7時ごろ、まだ帰ってきてないんだけど、学校の先生、自分の子供と仲のいい友達の名前知ってますかとか、どうでしょうとか、ちょっと聞きたい場合もそれも警察へということですかね。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。これは両方のパターンがあると思います。学校に連絡して通じないという場合もあると思います。そういった場合には警察にかけていただければ、学校にも入ってきますので、学校もすぐ対応が可能だと思います。ですから、何も対応がなされないことは今のところはない、実際にありませんし、そういった想定もしてはないんですけども、どこかで必ず連絡や連携はできるようなことにはなっています。

○佐藤教育長 どうぞ。

○豊田委員 最近、特にこういう勤務時間のことを言うにつけ、やはり保護者との理解が得られないことは不利になりますよね。やっぱり人間関係を築いていくことが特に教育の現場では大切なことなので、この勤務時間について上限を云々というときに、日常的に保護者としてしっかりとかわり合って、要求ももちろん聞いてあげる、こちらから声もかけていくという、今以上にもっともっと人間関係を密にしていかないと、なかなか今の若い保護者の方もそうですけれども、自分自身のことはかなり主張できるけれども、なかなか他の意見も聞き入れるというところが不得意なところもあります、全員がそうではありませんけれど。そうすると、学校教育の中ではそういう日常的な何でもないことですが、ちょっとした問い合わせがあったときにきちんと答えてあげるとか、丁寧に対応してあげるとかということがもっともつとないと非常に難しくなってくると思いますね。

私も時々学校の現場で保護者の意見を聞くことがありますけれども、とても難しいですね。そうすると、若い先生も大変多くなりますので、相手のことをよく聞いてあげるということを基本にしてやっていかないといけないということをしつかりと、それぞれの学校で校長先生を中心にして、そういう風土をつくっていかないと難しいなと思いますね。人間関係がうまく保護者とできていたら、ちょっとしたことでうまく好転するんですよね。それがちょっとした行き違いでなかなかうまく話がまとまらないことがたびたびありますけれども、そういうことを特にこれから先、気をつけていかなきゃいけないなということをするんですけれども。

今回、コロナの一件でニュースを聞いておりますと、子供、児童会、子供教室とか放課後教室とかではなくて、学校へ受け入れて午前中だけ見ていたとかいろんな事例が挙がってきていますよね。それらも誰かしてくださいということではなくて、やむにやまれず状況からそういう対応をされたんだろう思うんですけれども、1例かなと思うんですが、尾道の中で各学校でそういう対応をされた学校が幾つかあるんですかね。例えば、子供を学校に来させて、学校の先生が見るんですよ、子供来させて、そして、共働きの家庭があるから昼までは見ましようとか。きちんと授業するんじゃないんですよ。来させて、1メートル離れて座らせて、そこで個別にいろいろ声をかけてあげたりしながら見ていったというところ、何度も報道で聞いたり見たりしたんですけれども、そういうふうなところが、幾らか事例がありましたかね。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。保護者との人間関係を築いていくのは学校にいる職員としては当然していかないといけないということで、どちらかというこの働き方改革というよりも、この教職員の若年化によつての先生方のスキルの問題と資質の問題とか、そういったところでこの話がされるのがどちらかといったら多いんじゃないかと思います。そうは言っても、勤務時間外であっても、当然保護者から相談があれば乗ることはしないとはいけませんし、保護者の気持ちに寄り添った対応をしなければいけないと思います。時には教職員だけで対応できない場合には専門機関といいますか、関係機関との連携も図りながら適切に対応していくことも教職員の一面として求められることだと思っています。

それから、今回のコロナの件で児童の一時預かりのことだと思います。3月2日から25日まで。朝8時から午後2時まで全校で行っております。これについては特別支援教育支援員さんがこの任に当たっていたり、当然学校の先生方も各クラスにローテーションを組まれて出られていると聞いています。

○豊田委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 まとめさせていただければと思うんですが、今回のこの上限等に関する方針、これが平成30年10月に働き方改革の取組方針を策定して、そのときの目標値が80時間ということと、子供たちの満足度80%以上という2つだったね。国のほうがそういう目安の時間を設定したので、今回その尾道市も取組方針を定めましたよということで、ちょっとここはいろんな御意見や御質問もいただく中で軌道がちょっとゆがんだといえども語弊がありますが、そうなったので、一応、この取組方針についての御審議、これについて決を採らせてもらえるタイミングになってるかどうかいうのをお諮りしたいんですがよろしゅうございますか。今、いろいろ御意見は当然学校を取り巻く環境の中で、いろんな御意見もあり、これはいろいろまた次の機会も含めて議論をしていきたいと思っております。それではまとめをさせていただいてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 これより議案第28号を採決いたします。

本案の内容ですが、原案のとおり承認するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ありがとうございます。御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

またいろいろ御意見いただいた部分については、また今後の教育委員会会議の中でいろいろ議論したいと思っております。

次に、議案第29号教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについてを議題といたします。

ただ、本案の審査ですけれども、人事案件になりますので、非公開が適切かと思っておりますけれどもいかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、議案第29号は非公開にさせていただきます。

以上で、日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第5号尾道市立中学校における部活動の在り方に関する検討委員会設置要綱についての報告をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。報告第5号尾道市立中学校における部活動の在り方に関する検討委員会設置要綱について御説明いたします。85ページをお開きください。

本要綱を策定した趣旨ですけれども、文部科学省は学校の働き方改革を進める上で少子化により学校規模が縮小等する中で、教師の部活動指導に係る負担が増えている現状を踏まえ、教師の負担軽減と子供の学びの充実の両面から運動部活動ガイドライン遵守や部活動指導員等の外部人材の参画を求めています。今後の方向性としては、地域クラブへの移行や地域との連携・分担、複数の学校による合同部活動の実施、または学校規模の縮小等に伴う部活動数の削減など、地域で部活動にかわり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組が重要と示し、働き方改革を一層推進する観点から今後の部活動のあり方について計画の策定に向けた検討組織を設置し、その後、計画を策定することを求めています。

本要綱に基づいて設置する検討委員会においては尾道市立中学校における部活動の今後のあり方や部活動の地域連携に関する事、その他必要と認められる事項について協議をいたします。検討委員会の委員は尾道市公立中学校長会代表、尾道市中体連盟会長、学校教育部長、学校経営企画課長、教育指導課長、生涯学習課長をもって充て、特に必要があると認めるときは地域のスポーツ団体や芸術文化関係団体等、会議に委員以外の関係者の出席を求めて意見を聞き、または説明もしくは資料の提出を求めることができますとしています。

協議を行う過程で、まずは尾道市や各中学校の部活動の現状や部活動に係る諸課題についての共通認識を持つとともに、諸課題を解決するための具体的な方向性について検討を行います。その後、地域主体の活動への部活動の移行を含め、質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整えていくための計画を策定してまいりたいと考えております。以上、報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問はございますでしょうか。

○村上委員 報告事項なので、どうのこうのじゃないんですけど、第3条のところで保護者というか市P連というか、教育のサービスを受けるほうの方々は今全く入っていないんですが、それは何かあるんですかね。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。保護者の方等ですね、意見を聞くというのは第6条の2項に、委員以外の方の出席を求めて意見を聞くことができるということにしています。この部分、第3条の部分に入れてないのは、当初いろいろ検討したんですけども、まだそこまでの段階に至る内容ではなくて、まずは部活動の課題等を探っていく中で、今後部活動がどういうあり方が尾道市にとっていいんだろうかと、まずはそういったところから検討をしていくということで、この部活動のあり方ということでさせていただきます。

た。

ただ、今後はこれを審議内容について、これを設置したからといって部活動がなくなって、全てスポーツクラブに移行するとかそういうものではなくて、今後本当に部活動のあり方がどうか。ただ、本当にスポーツがもう全部地域スポーツに移行になっていくのであれば、さまざまな団体から集まって協議をしていただくような組織をつくり直さなければいけないかなと思っています。ですから、段階的に検討していくということで、まずはこの第3条の構成メンバーとさせていただいております。

○佐藤教育長 市民も含め、事業体とか、今はPTAも含めたのが最終の検討組織ということになりますね。そのときに今のこの検討委員会組織は、事務局というか、ワーキングになるようなイメージで考えていただいて、まずはその市教委を中心としたところで課題はどんなことがあるのか、どんなことをしないとそこへ行き着かないのかという方向性ですね。そのところをまず見出じやと、外に向かってお話はなかなかしにくい、2段階的に考えたいという思いで今回こういう組織をつくらせてもらいました。

○村上委員 わかりました。要は、ここにタイトルにあるように在り方に関する検討委員会であって、そこでの決定事項は、別にクラブを縛るとか教職員を縛るものではないということですね。

○佐藤教育長 はい。

○村上委員 わかりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 ほかによろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、日程第3、報告を終わります。

それでは、これより非公開審査に入りますが、その前に、その他として、委員の皆さんから何かあれば承りたいと思いますが。

○奥田委員 済みません。

○佐藤教育長 どうぞ。

○奥田委員 ちょっともう議決された内容にちょっと……申しわけないんですけど、ちょっとお尋ねしてみたいんですが、24ページのところで団体名を入れるほうが便利がいいということでこういうふうに様式を変えましたという説明を受けまして、その下のところ、申請者のところに「名前」という書き方になっております。誰がという、氏名と名前という言い方があると思うんですけども、この様式は「名前」ということ、ちょっと気にかかってましたので。ほか

の例えば今日承認された40ページあたり見ますと、「氏名」というような形である、こういう市の条例とかにかかわる様式のところで、今日の資料だけではちょっと2つあるというところ、前、最初のところでちょっとひっかかってまして、それがどういう整理になっているのか、それは両方2つあるので問題ありませんというならそれでもいいし、いや、こう整理されてるといようなことがあればということで、もう本当にまことに申しわけないのですが、このときに蒸し返すようなことで、ちょっと質問ということでさせていただければ…

○内海生涯学習課長 ほかと検討してみないとわからないですね。

○佐藤教育長 全体の公文書のあり方のとこまでいくと思いますので、調べさせていただきます。

○奥田委員 そうですね。ちょっと気になったもので。

○佐藤教育長 いえいえ。ありがとうございます。

ほかにないようでしたら、それでは先ほど決定したとおり、これより非公開となりますので、関係者以外は退席をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午後5時5分 休憩

午後5時10分 再開

議案第29号「教育委員会事務局の管理職職員の任免を行うことについて」

(非公開審査)

○佐藤教育長 以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は4月30日木曜日、午後2時30分からを予定しております。

お疲れさまでした。

午後5時18分 閉会